

奈良時代の上田  
地方

## 第二篇 奈良時代の上田地方

### 第一章 諏訪國

諏訪國存置十一  
年間

諏訪國は、元正天皇の御代養老五年六月二十六日、信濃國を割いて、建て置かれし一國で、存在期間僅に出入十一ヶ年にして、聖武天皇天平三年三月七日には廢止と成り、再び原もとの信濃國に合併せられたのである。

此諏訪國が、如何なる事情の爲に分置され、如何なる理由で、間も無く廢されたか、又信濃國內何れの郡が諏訪國として割かれたか、史に明記する所無いので、此等に就て種々の説が生ずるのである。

諏訪國分置の理由として、上代交通不便の頃に在ては、國司の廳が北信小縣郡の地に在る事は、爲政上萬事不便を免れなかつたに相違ない、特に其不便の甚かりしは諏訪諏訪郡は元は今のは上伊那郡の北半を含む伊那の二郡であつたらう。故に別に一國を立つる必要が、有つたと思はれる。又諏訪地方が、諏訪神系の勢力其根柢深く、北信國衙の支配外、一小獨立國の如き狀態なりし故、諏訪を獨立の一國としたものかと云ふ説も、亦分置の有力なる一理由と、見るべきものと思ふ。

一度分置した諏訪國が、何故に僅十一年許の短期で、再び原もとの信濃國に合併せられたかに就ては、諸國に國分寺を建立せんことを企圖するに際し、小國分立は不便なる點あるを以て、併合したのであらう

諏訪國廢止の理

との説があり、傾聽すべきものと思ふ。然し一方蝦夷經略に對する點より考察すると、諏訪國分置後、

聖武天皇の神龜元年には陸奥蝦夷の叛があり、官人陸奥大掾佐宿禰兒屋麿は、其爲に殺害の厄に遭ひ、式部卿藤原宇合、持節大將軍として討伐に赴き、此陸奥蝦夷の叛亂につれて、出羽の蝦夷も亦動搖し、小野牛養、鎮狄將軍に任せられ之が討伐に向ひ、半歲餘にして兩將軍は凱旋するに至つた。けれども、同四年四月には陸奥國より、新に白河軍團の増置を請ひ、天平元年には、陸奥鎮守府將軍大野東人は、勤功の錄すべき者は官位を授けて、在鎮の兵士を、勵まさんことを請ひしが如きは、夷地の未だ穩かならざりしを想はしむるに足る事柄と思はれる。若し蝦夷の動搖叛亂等に由り、兵を動すが如き場合には、東部に國府を有する信濃一國の方が、諏訪國が一國として、存在するより遙に軍事上利便なるものが、あつたのではあるまいか、と云ふ事も考へられるのである。猶諏訪國分置の當時、官使往來の官道が、延喜式所載の驛々を連ねる道筋の如くでありしならば、官道が諏訪國府に掛らぬこととなる。此は頗る不便なりし事と察せられるので、此不便も、諏訪國廢止の一因と、なつたものかと思はれる。

諏訪國の四至境

域  
諏訪伊佐小四郡說

諏訪國の境域範圍に就ては、(一)諏訪、伊那、佐久、小縣の四郡說、(二)南信四郡(諏訪、伊那、安曇)說、(三)諏訪伊那二郡說の三説がある。南信四郡は地勢上及諏訪神勢力の考察より、南信、北信の區域としたもので、其國府は筑摩に在つたと説き、諏訪、伊那二郡說は、地勢上及諏訪神勢力の考察より説くものであるが、何れも上田市には、關係がない。故に今茲には(一)の説に就て述ぶる事とする。諏訪、伊那、佐久、小縣の四郡を以て、諏訪國なりと爲す説は、諏訪畫詞に、内縣、外縣、小縣、大縣の名があり、其が諏訪社の勢力範圍と、見らるゝ所より來たのであつて、即ち内縣を諏訪、外縣を伊那、小縣を現在の小縣郡とし、此小縣に對して、大縣を佐久郡としたものである。若し此説の如くなれば、我上田市は、曾て一度諏訪國に、屬した事になるのである。然るに宮地博士著諏訪史は、満神事に小縣内、神使巡行の地名が、皆諏訪郡内に在つて、現在の小縣郡内には見えぬ所から、畫詞の小縣を以て、小縣郡に當てる説

には、追隨し兼ねる。そして、又内縣を諏訪郡全部となすも、亦當らずとなし、内、外、小の外に、大縣の存在を求めて、佐久邊を以て之に當てんとする説には、同意を表し兼ねると述べて居る。如何にも尤と首肯かるゝ説である。加之、若し國は「クギリ」の意で、山河の形勢に依て區割を立てるものなるを思ふ時、諏訪、伊那、佐久、小縣の區域は之に恰當しない。故に此説は採るべきに非ずと思ふ。然らば我上田市の地は、古今を通じて信濃内で有つたのである。

## 第二章 信濃國分寺

### 第一節 國分僧寺

小縣郡内に信濃國分寺あり

奈良時代於て、小縣郡内然も、我上田市東方近距離神川村西部の地に、信濃國分寺の建立せられたのは、我上田地方に於ける特筆すべき歴史事實である。

國分寺建立の詔

聖武天皇の天平十三年二月十四日、國分寺に關する詔が發せられた。

朕以<sub>ニ</sub>薄德<sub>一</sub>、忝承<sub>ニ</sub>重任<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>弘<sub>ニ</sub>政化<sub>一</sub>、寤寐多慚。古之明主皆能<sub>ニ</sub>先業<sub>一</sub>國泰人樂、災除福至、修<sub>ニ</sub>何政化<sub>一</sub>能臻<sub>ニ</sub>此道<sub>一</sub>。頃者年穀不<sub>レ</sub>豊、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪<sub>レ</sub>己。是以廣爲<sub>ニ</sub>蒼生遍求<sub>ニ</sub>景福<sub>一</sub>。故前年駢驛增<sub>ニ</sub>飾天下神<sub>一</sub>去歲普令<sub>ニ</sub>天下造<sub>ニ</sub>釋迦牟尼尊像高一丈六尺者各一鋪<sub>一</sub>并寫<sub>ニ</sub>大般若經各一部<sub>一</sub>。自此今春<sub>ニ</sub>已來、至<sub>ニ</sub>秋稼<sub>一</sub>、風雨順序<sub>一</sub>、五穀豐穰。此乃徵<sub>レ</sub>誠啓<sub>レ</sub>願靈貺如<sub>レ</sub>荅。載惶載懼無<sub>ニ</sub>以自寧<sub>一</sub>。案經云若有下國土<sub>ニ</sub>講宣讀誦恭敬供養流<sub>ニ</sub>通此經<sub>ニ</sub>王者、我等四王、常來擁護、一切災障、皆使<sub>ニ</sub>消殄<sub>一</sub>憂愁疾疫、亦令<sub>ニ</sub>除差<sub>一</sub>、所願遂<sub>レ</sub>心、恒生<sub>ニ</sub>歡喜<sub>一</sub>者、宜<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>天下諸國各敬造<sub>ニ</sub>七重塔一區<sub>一</sub>、并寫<sub>ニ</sub>金光

上田市内地始終  
信濃國內に在り

的國分寺建立の目

國分僧尼寺名稱  
及施入

明最勝王經、妙法蓮華經各一部上。朕又別擬寫<sup>ニ</sup>金字金光明最勝王經<sup>一</sup>、每<sup>レ</sup>塔各令<sup>レ</sup>置<sup>ニ</sup>一部<sup>一</sup>。所<sup>レ</sup>冀、聖法之盛、興<sup>ニ</sup>天地<sup>一</sup>而永流、擁護之恩、被<sup>ニ</sup>幽明<sup>一</sup>而恒滿。其造塔之寺、兼爲<sup>ニ</sup>國華<sup>一</sup>、必擇<sup>ニ</sup>好處<sup>一</sup>實可<sup>ニ</sup>長久<sup>一</sup>。近<sup>レ</sup>人則不<sup>レ</sup>欲<sup>ニ</sup>薰鳶所<sup>ニ</sup>及、遠<sup>レ</sup>人則不<sup>レ</sup>欲<sup>ニ</sup>勞<sup>レ</sup>衆歸集<sup>一</sup>。國司等各宣<sup>レ</sup>務存<sup>ニ</sup>嚴節<sup>一</sup>、兼盡<sup>ニ</sup>潔清上<sup>一</sup>。近感<sup>ニ</sup>諸天<sup>一</sup>、庶幾臨護。布<sup>ニ</sup>告遐邇<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>朕意<sup>一</sup>。又每<sup>レ</sup>國僧寺、施<sup>ニ</sup>封五十戸、水田十町<sup>一</sup>、尼寺水田十町、僧寺必令<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>廿僧<sup>一</sup>。其寺名爲<sup>ニ</sup>金光明四天王護國之寺、尼寺二十尼、其寺名爲<sup>ニ</sup>法華滅罪之寺<sup>一</sup>。兩寺相共<sup>レ</sup>宜受<sup>ニ</sup>教戒<sup>一</sup>。若有<sup>ニ</sup>覗者、卽湧<sup>ニ</sup>補滿<sup>一</sup>、其僧尼、每月八日、必應<sup>レ</sup>轉<sup>ニ</sup>讀最勝王經<sup>一</sup>。每<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>月半<sup>一</sup>、誦<sup>ニ</sup>戒迦磨<sup>一</sup>、每月六齋日、公私不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>漁獵殺生<sup>一</sup>。國司等宜<sup>ニ</sup>恒加<sup>ニ</sup>檢校<sup>一</sup>。續日本紀

次に記す所の

持統天皇八年五月癸巳、以<sup>ニ</sup>金光明經一百部<sup>一</sup>送<sup>ニ</sup>置諸國<sup>一</sup>。必取<sup>ニ</sup>每年正月ノ上亥<sup>一</sup>讀<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>。其布施以<sup>ニ</sup>當國官物<sup>一</sup>充之<sup>一</sup>。續日本紀

聖武天皇天平九年三月丁丑、詔曰。每國令下造<sup>ニ</sup>釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀<sup>一</sup>兼寫中大般若經一部上<sup>一</sup>。八月癸卯、命<sup>ニ</sup>四幾内<sup>ニ</sup>監及七道諸國<sup>一</sup>僧尼清淨沐浴一月之内<sup>ニ</sup>三度令<sup>レ</sup>讀<sup>ニ</sup>最勝王經<sup>一</sup>。

天平十二年六月甲戌、令下天下諸國每<sup>レ</sup>國寫<sup>ニ</sup>法華經十部<sup>一</sup>、并建中七重塔上<sup>一</sup>。

等を見れば、金光明經法華經などを諸國に送致し、之を讀ましめ、釋迦佛像を造り七重塔を建てしめし事は、天平十三年の大詔煥發以前に、既に在つたのが判明る。故に國分寺の濫觴は、既に持統天皇の御代に在り、聖武天皇の御代、其準備は着々進められ、愈十三年二月に至つて、其造塔備經に就て、重ねて宣らせ給ひ、同時に此時迄、未だ明かに規定されざりし、僧、尼兩寺に關する諸件を定めて仰せ出されたものと見るべきである。

天平十三年二月十四日、國分寺建立の詔出でより、愈々諸國皆詔を奉じて、國分二寺及造佛造塔の事を、成し遂げなければならぬこととなつた。然し、此事は容易ならぬ大事業であり、且諸國司中には

諸國々分寺の建  
立

怠緩事を忽にする者もあり、速かに所定の佛像寺塔等は、出來上らなかつたのである。依て天平十九年十一月、造佛造寺の状況を視察し且督勵せしむるため、特使を派遣する事になり、其際左の如き勅を下された。

國分寺の建立完  
成容易ならず

朕以ニ去天平十三年二月十四日、至心發願、欲レ使ニ國家永固、聖法恒修。遍詔ニ天下諸國、々別令レ造ニ金光明寺。其金光明寺各造ニ七重塔一區、并寫ニ金字金光明經一部、安ニ置塔裏。而諸國司等怠緩不レ行、或處寺不便、或猶未レ開基、以爲ニ天地災異ニ顯來、蓋由レ茲乎。朕之股肱、豈合レ如レ此。是以差ニ從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等。分レ途發遣、檢ニ定寺地、并察ニ作狀、國司官下與ニ使及國師、簡定勝地、勤加申營繕上、又任ニ郡司勇幹堪ニ濟ニ諸事、專令ニ主當ニ限來三年以前ニ、造塔金堂僧坊ニ悉皆令レ了。若能契レ勅、如レ理修ニ造之、子孫無レ絕任ニ郡領司。其僧寺尼寺水田者除ニ前入數ニ己外、更加ニ田地ニ僧寺九十町、尼寺四十町、便仰ニ所司ニ鑿開應レ施。普告ニ國郡ニ知ニ朕意ニ焉。續日本紀

國分寺建立の御  
趣旨

聖武天皇が、國分寺を建立し給ふた御趣旨は、天平十三年三月の詔に由ても、分明なるが如く、冥顯一致即ち政教二力の合致に頼り、治國安民の治績を擧げ給はんとの、難有徵慮よりしての事なるが、天平十九年の詔は、いかに御熱心に其を考へ給ひしかゞ察せられる。然るに、諸國司の中には甚不心得者も有り、事を怠緩に附し、建立の詔發せられてより既に七星霜を経過した、天平十九年に至るも、未だ基をも開かないといふ國もあつた。詔の中に、朕の股肱、豈此の如くなるべけんや、と仰せられたのは、其不心得を強く叱責戒飾し給ふたのである。

國分寺への施へ  
を増加す

國分寺への施入は、天平十三年には、僧寺水田十町封戸五十、尼寺水田十町なりしが、天平十六年秋七月には、國毎に正稅四萬束を割いて、僧、尼寺各に二萬束宛之を入れ、其を出舉して其息利を、永く造寺の料に支出せしむることゝし、天平十九年には、僧寺には九十町、尼寺には四十町の寺田を増加し、

天平勝寶元年七月には、諸國の國分金光明寺は一千町、法華寺は四百町、を限度として墾田を開き、其收入を寺に入れしむることにした。

國分寺完成の期

前述の如く、優遇獎勵監督手を盡せしも、聖武天皇御崩去の天平勝寶八年五月二日までには、全國々分寺の建立は完竣には至らなかつた。依て其年の六月三日孝謙天皇は、使を七道の諸國に遣はし、國分寺の丈六佛像を催檢せしめ給ひ、同月十日、次の如き詔を下して、來年の聖武天皇の御忌日までには堂塔佛像すべて、造り了ることを命ぜられた。

頃者、分<sup>ニ</sup>遣使工<sup>ニ</sup>檢<sup>ニ</sup>催諸國佛像<sup>ニ</sup>、宜<sup>ミ</sup>來年忌日必令<sup>ニ</sup>造了<sup>ニ</sup>、其佛殿兼使<sup>ニ</sup>造脩<sup>ニ</sup>、如有<sup>ニ</sup>佛像并殿已造畢<sup>ニ</sup>者。亦造<sup>ニ</sup>塔令<sup>ニ</sup>會<sup>ニ</sup>忌日<sup>ニ</sup>。夫佛法者、以<sup>レ</sup>慈爲<sup>レ</sup>先。不<sup>レ</sup>済<sup>ニ</sup>因<sup>レ</sup>此辛<sup>ニ</sup>苦百姓<sup>ニ</sup>。國司并使工等、若有<sup>レ</sup>稱<sup>ニ</sup>朕意<sup>ニ</sup>者、特加<sup>ニ</sup>褒賞<sup>ニ</sup>。

と詔らせ給ふて、國分寺の造佛塔の事未だ竣らざる國々に於ては、必ず明年先皇御忌日までに、造り了る事を命じ給ふたのである。故に天平寶字元年には、全國々分寺は、完成したものだらうと、辻善之助博士は說かれて居る。我信濃國分寺の建立工事、進捗の有様は如何なりしか判明せぬが、此詔以前に、既に竣工して居たか、或は此詔に依て漸く其工を竣へたものか。

國分寺建立の場所は、一國中の好處を擇びしことは、國分寺建立の大詔の中に、造塔之寺兼爲<sup>ニ</sup>國華<sup>ニ</sup>必擇<sup>ニ</sup>好處<sup>ニ</sup>實可<sup>ニ</sup>長久とあるに依て判明る。然れば、此國分寺建立の頃には、我上田市の東部より、東神川村の西部に懸けての地は、國中の好處たりしを、證するに足るのである。

國分寺の僧尼

國分寺僧尼の數は、僧寺は僧二十人、尼寺は尼十人を置く。若し缺くるあれば、直ちに之を補充する規定であつた。此缺員を補充の際には、精進、練行、操履稱すべき者を取りと云ひ、又精進、練行、操履稱すべき者と雖も、たやすく度牒を與ふること無く、必ず數年の間、其人の志性始終變らざるを見極め、然る後入道を聽す事になつて居た。然るに、國司等充分に試練を経ずして、妄りに度牒を授けて

妄りに度牒を授  
くるを許さず

京僧中より志願  
者を國分寺々僧  
とす

寺僧と爲た。故に延暦二年四月には、寺僧死缺の際には先づ僧缺員の事情を具申して、官より返報を待ち、然る後、其國の僧侶の中に就き、法師として然るべき者の中より、擢採すべしと令し、爾後妄りに新に度する事を許さない事とした。けれども、尼の方は事情異なるものがあつた故であらう、從前の通と云ふ事であつた。

其後間も無く、其規定を廢し、京都諸寺の僧侶の中、國分寺僧たらんことを心願する者を簡み、缺くるを補ふ事にした。而して、此等の僧は京都を發して、其國々分寺に至る迄は路次の國馬を給し、食は一日米二升鹽二勺を與ふることとして、便宜を與へた。延喜式

然るに、在京の僧侶等は、皆本寺に在ることを望み、又は京に在て師に従ひ修業を望む者多く、國分寺に入て、寺僧たらんと欲する者、甚寡かりし爲め、此制に依る時は、國分寺僧の缺員を補ふことは不可能であり、隨て國分寺に於ける、法會執行等の場合には、僧員不足して満足に之を行ふことの出來ない事が、往々有つた。依て嵯峨天皇の弘仁十二年には、京僧の心願者以外は、其國の百姓年六十以上の者で、心行既に定まり始終變らざる者を擇み、之に度牒を與へて、寺僧と爲すべしと改めた。けれども、又此の規定の年六十已上と云ふことは、種々不都合の點ありしかば、天長五年に至り、年二十五以上にして、才學、行狀勝れたる者の中に就き、五人宛寺毎に、度する事を許す事に、變更した。之に依て見ると、國分寺僧は頗る嚴選されたのである。

國分寺の建物としては、七重塔、金堂、僧房等の有つた事は、天平十九年の詔に見るも明であり、此

國分寺の建物

外に大衆院、庫院もあつた。講堂は如來の像を安置して、其所で經文を講じたり、又問答したりする。又食堂は齋堂とも云ひ、文珠菩薩を安置し、僧尼が齋即ち食を取る所で、二者共に缺くべからざる建物なれば、此二者も有つたのであらうと思ふ。金堂を中心に、此等の建物が、凡そ方二町程の内に在り、其周圍には築垣が繞らされ、南面に南大門、東面には東大門、西面には西大門があつた。此大伽藍が、

國分寺建立が上  
田地方に及した  
影響

我上田地方に出來たのは、物質的には、建築、美術の方面に大影響を及ぼしたであらうことは、想像に難くない所であり。又精神的には、佛教信仰の趨勢を促進した。日本靈異記に、寶龜年間、小縣郡跡目跡部の里人、他田舍人蝦夷と云ふが、法華經を寫したといふ事、又同じく小縣郡の嬉海野の里人、大伴造忍勝と云ふが、寺を建立したり、大般若經を寫さんと、志すに至つた事などは、其一證左を見るべきで、國分寺建立に際しては、寺堂の建立あり、天皇の御親寫に擬して、金字金光明經を納めらるゝあり、又金光明、最勝王經、又は法華經を書寫せしめた事もあるので、此の如き事が、やがて佛の大功德を享受すべしといふ信仰から、蝦夷忍勝等が此舉あるに至つたものと考へるならば、佛教信仰の趨勢を促進したるを知るであらう。

信濃國分寺の規  
模  
國分寺々料稻四  
萬束

信濃國分寺の結構規模は、他の諸國の其に比して、如何なる程度のものであつたか。若し延喜式所載の諸國々分寺料が、規模の大小等に依て、斟酌規定されたものならば、東山道の中では、近江の六萬束下野の五萬束、之に並いで我信濃國は、美濃、上野、陸奥と共に四萬束であり、全國中二萬束が或は三萬束多いのに比ぶれば、規模の大きな寺の中に入ると思ふ。此寺料稻四萬束は、之より得る春米二千石を、出舉（利息を取て貸す）して、寺の經營維持の資となすので、官の利息は合制にては、半倍と定まりしが、其後利率は引下げられた。國分寺建立に際し、諸國司が責任を以て、事に當つたことは、國分寺に關する詔にも、明らかである通りで、其責任者が任務を果すには、國府附近に建立するのが、責任監督上尤利便とする。故に若し、國衙が今の上田市の東部あたりに在りしならば、今の神川村の西部大字國分の地は、適地であると思ふ。今上田市街の邊に當る所を擇ばなかつたのは、其頃地形地質等、造塔造寺に適しない點があつたのか、或は官道に沿はなかつた爲か。

### 金光明最勝王經の轉讀

奈良時代の國分寺に於ては、毎月八日、二十人の比丘が、金光明、最勝王經を轉讀して、諸災の息除

八日堂

正月八日の讀經

と國土安穩とを祈願した。延喜式玄蕃寮規定に「凡諸國國分二寺依僧尼見數。每寺起正月八日迄十四日。轉讀金光明最勝王經。其施物用當所正稅」とあつて、延喜の頃には、金光明、最勝王經の轉讀は、

毎年正月八日から十四日まで、七日間と變更されたのである。若し王者ありて、僧尼を扶持し、衣食住に不足無からしめ、金光明、最勝王經を受持讀誦せしむれば、廣目、增長、持國、多聞の四天王よく冥護を加へ、其國土を安穩ならしめ、衆生の苦厄を除き、萬民をして其生に安ぜしむ。といふ信仰より、此讀經が行はれたので、國分寺建立の本旨は、實に茲に在るのであつた。

信濃國分寺今八  
日堂と云ふ

國分寺二十人の僧侶が毎月八日、莊嚴な讀經をした時は勿論、毎年の正月八日から七日間の讀經と變つても、附近の民衆には、八日といふ日が、強い印象を與へたものと想像される。若し其日に、民衆群集を目あてに、市でも立つと云ふことでもあれば、猶更である。

今信濃國分寺を八日堂と稱するも、此に原くのであつて、國分寺に相應はしい、名と謂ふべきである。

奈良時代の國分寺址は、小縣郡神川村大字國分、字仁王堂と呼ぶ所に在る。其所には、昔時の金堂礎石が存在して居り、土壤の形も猶認められる。左の寫眞は金堂址の礎石あるを撮影したのである。

此金堂址を中心とした地籍は、信濃國分寺址として文部省指定保存の史蹟と成つて居る。此邊より國分寺の古瓦が多く見出される。指定保在區域及古瓦を左に示すこ



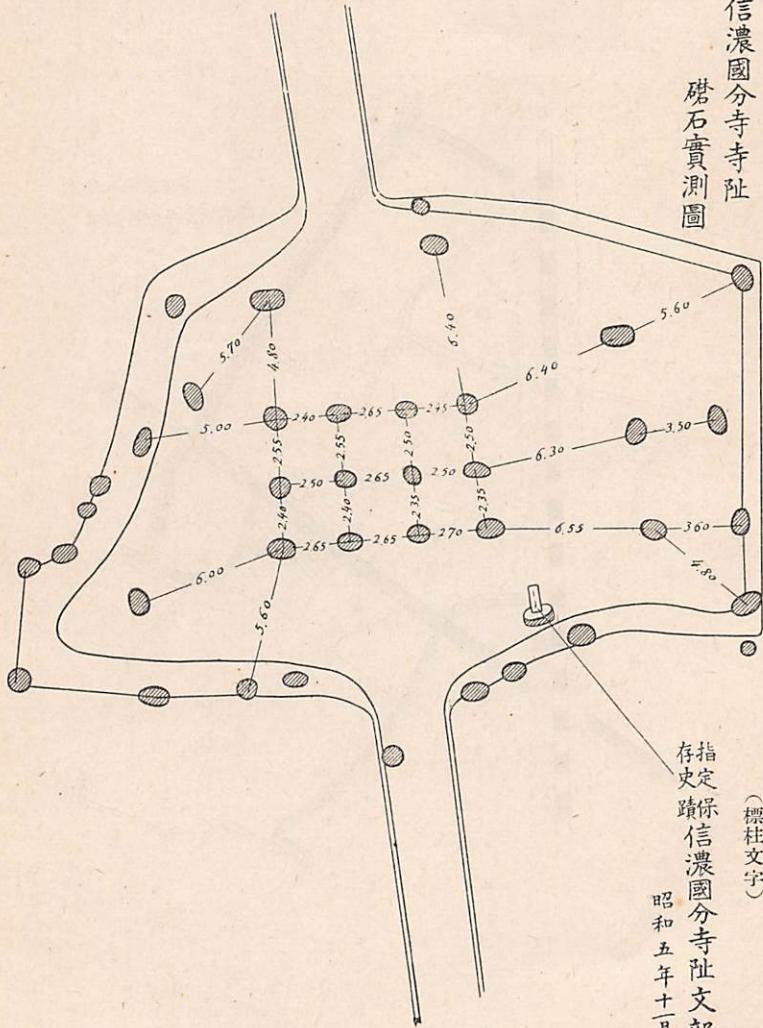
國分寺址

上代信濃國分寺寺址

礎石實測圖

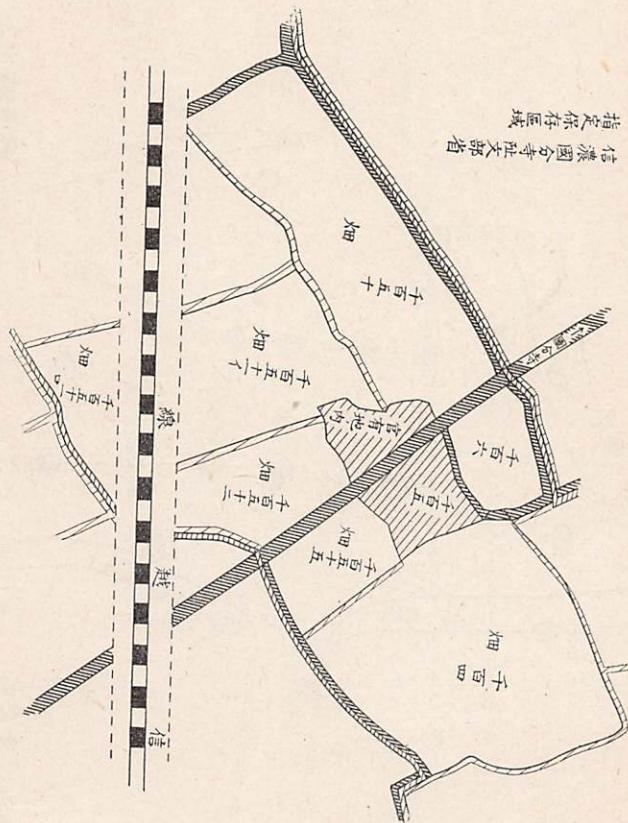
(標柱文字)

指定  
史定  
信濃國分寺  
文部省  
昭和五年十一月十九日

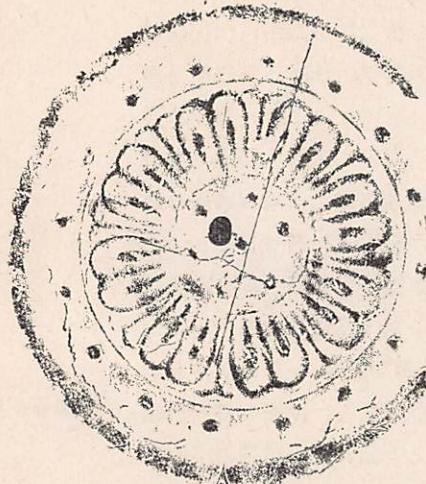


第一紀 第二篇 信濃國分寺

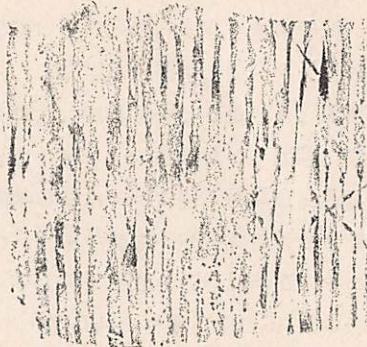
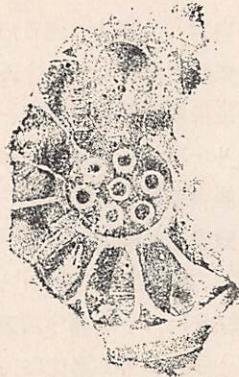
九三



影拓樣紋瓦古寺分國



樣紋瓦巴



種一の樣紋面表瓦平



樣紋瓦草唐



樣紋瓦草唐

國分八幡の宮

とする。此金堂址と指定された場處の、東北台地の上に、國分八幡社といふが有る、此地方の古社で、國分寺守護の八幡と言ひ傳へて居る。

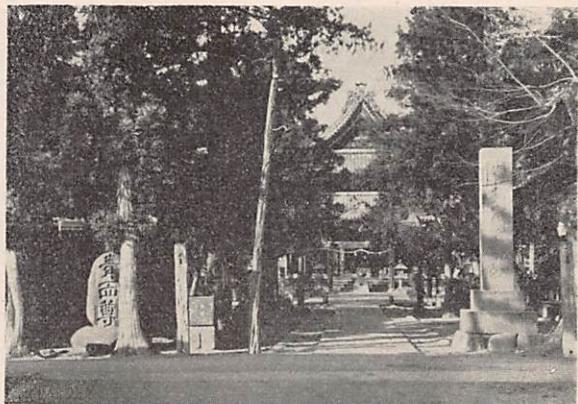
現在の國分寺は、文部省指定史蹟と成つて居る國分寺址よりは、北方一段高い台地に在る。何時の頃此所に遷りしかは不明であるが、蓋し平安時代の初期ではあるまいかと思ふ。今國分寺本堂は、八日堂又は藥師堂と呼ばれて居る。八日堂と稱する理由は、前述した所であるが、藥師堂と呼ぶ所以は、藥師瑠璃光如來が、本尊佛であるからである。國分寺安置の佛像は、釋迦牟尼佛なることは、史に據て明かなる所であり、又九條家所藏記録、延喜式裏書に在る、上野國分寺に就ての記載の中に、破損釋迦丈、壹趺安座、高八尺金色とあるも其一證である。然るに信濃國分寺の本尊佛が、藥師如來なるは何故か、惟ふに平安時代の中頃に至り、諸國至る處、權門勢家の莊園を見ざるなき有様となり、其結果、國司支配公領の縮少を來たし、國庫の收入は、自然減少するに至つた。かくて國分寺料の支出も困難となり、加之、朝綱弛みて地方、豪族跋扈するも、國司の權衰へて、之を抑制すること能はざる状勢に在ては、國分寺の經營など不可能の事で、其寺塔朽損するもたゞ其頽破に委かすより外、仕方無かつたのである。かくて諸國國分寺は、概ね皆衰頽の運を辿り、安置釋迦牟尼佛像も汚損して、尊き容相も失はれるに至つたであらう。中に幸にして、信心篤志者の力に頼て、堂塔修理或は再建等の事でもあれば、當時の祈禱佛教流行の潮勢に從て、新に藥師如來の像を以て、本尊佛とするが多かつただらうと想はれる。因幡、長門、伊豫、飛驒、越前、上野、武藏、上總等の、諸國現在國分寺の本尊が、藥師如來であるのは、此経過を辿つたのであらうと思ふ。我信濃國分寺も、此の如き事情の下に、自然頽廢に陥り、釋迦丈六佛像が汚損するに至つたか、或は又祝融の災に罹り焼失し、其修繕或は再建の際に、新に藥師如來像を以て、本尊佛として安置され、之と同時に寺堂の位置が、變更移轉されたものかと思ふ。此本尊藥師佛は、秘

佛として、絶對に他見を許さぬことに成て居る。

諸國々分寺衰頽

藥師堂

本尊藥師如來



現在の薬師堂即ち國分寺本堂は、移轉當時の模様は明でないが、近き以前には草葺の假堂であつた。其は文政十一年三月、本堂葺替の資金寄附の事を、上田町問屋に依頼した時の、問屋日記に徴して明な所である。文政十二年時の國分寺住職孝誼法印、本堂の大破を歎き、其再建の大願を起し、篤志者と相謀り、上田藩御免勸化に依て、汎く淨財の寄進を求めて工事に着手し、弘化二年四月棟上式を舉行し、萬延元年に至り全く竣工した。棟上までに、工費を要すること二千七百兩、棟上後の造作も亦多額に上り、寄附に依つたものが尠く無かつた。此時上田の海野町、原町、横町、柳町、木町、鍛冶町の六町は、屋根瓦、及び瓦師の工賃を寄附したのは、多額の寄附に屬して居る。出來上つた堂は、間口九間、奥行十間半、二重屋根瓦葺、全體安定の姿を見せて仲々立派な建築である。

三重の古塔

此本堂の南東、十五間程離れた所に三重の古塔が有る。三間三層、初層十二尺八寸方、二重十一尺二寸方、三層十尺方。全高六十六尺三寸五分。相輪部二十尺八寸五分で、全高との比は三十一、二七である。

此塔が藩政時代上田領主仙石越前守政明の手に由て、貞享二年に、松平伊賀守忠周の手に由て享保十一年に修復された事は、塔内に納められて居た左の札書で明である。貞享二年修復の時には、初層に、

藩主古塔の修理

回貞享、享保の二 京七條大佛師安阿彌流藤河重索作の、大日如來像壹躰が安置された。

(仙石越前守分)

于時貞享貳乙丑天

奉行 依田市右衛門  
神谷七郎右衛門  
酒向清兵衛

願主舜海

爾時佛前有七寶塔高五百由旬從廣二百五十旬從地湧出住

梵字 夫寶塔者大日覺王之尊形天長地久根本□攸經曰仙石越前守御修覆在空中種々寶物而莊嚴三五  
欄楯龕室千萬乃至亦復如是

三月二日

代官 依田久太夫  
河田彌□衛門  
鶴見一齋  
敬白

(以上表裏文字)

庄屋 中澤久右衛門 大工 源左衛門 黑兵衛 太兵衛 清助

組頭 山越與左衛門 茂兵衛 萬右衛門

同斷 金井太兵衛 茲右衛門 清左衛門

中澤清之丞 與惣兵衛 安兵衛

右塔内本尊大日覺王尊形新奉造立入佛開眼儀則乙丑三月廿八日成就畢

大導師眞田村白山寺法印長海

國分寺住

京七條大佛師安阿彌流藤河宰相重索作

弟子 善七  
木引 文七

(以上裏面文字)

(松平伊賀守分)

于時享保十一丙午天 松平伊賀守御修覆 奉行

經曰爾時佛前有七重寶塔高五百由旬縱廣二百五十由旬從地湧出住

梵字 夫寶塔者大日覺王尊形天長地久所也

在空中種々寶物而莊嚴三五千欄楯龕室千萬乃至亦復如是

三月二十八日

代官 澤井新兵衛 小林五郎兵衛 敬白

文化七年修理 猶此後文化七年に

國分寺村

國分寺

右境内三重塔大破ニ相成候處修覆難シ及ニ自力ニ依リ之來未年二月中旬より日數九十日間、御家中御領分町在共家別勸化願之通御免被ニ成下候間物之多少によらず、志次第致ニ寄附ニ候様町中一統可レ被ニ相觸ニ事

午十二月

(原町問屋日記)

とあれば文化年間にも亦修覆の事があつたのである。

此三重塔の建築様式は、信濃國寶集に室町時代のものと思はるといふ。昭和七年大修覆の時、塔全體を解き崩した際に、通肘木に、建久八年の墨書あるを發見した。寺傳に建久八年源賴朝善光寺詣の途次、國分寺の頽廢を歎き、修覆を加へたることありしと云ふ。

## 八日堂大縁日

修覆後の三重塔



國分寺では今でも毎月八日には、讀經の儀を行つて居る。けれども、毎年正月八日には、最も嚴肅な讀經祈願の儀を行ふのである。之を八日堂大縁日と云ふて居る、七日の夜には護摩修法が行はれ、翌八日國分寺住僧は、金光

國分寺本來の勤  
元和年間の八日  
堂

明最勝王經、藥師瑞光如來本願功德經を轉讀して、國土安穩衆生豐樂を祈願し、國分寺本來の勤を爲る。此大縁日には、八日堂參詣の者非常に多く、七日の夜から如來の慧火で、因縁所生の災厄を焼き捨てゝ、其功德を衆生に回向するといふ、護摩修法に會はんとて、詣づる者が多い。故に七日の夜から、八日に懸けて、寺の境内は勿論、沿道の好處を見立てゝ、露店を張り、種々様々の品物を賣る。之が八日堂市である。又一に火振ノ市とも云ふ。此市の賣り物の中で名高いのは、蘇民將來の護木である。又桜の枝に、

晒し芋を結び附けた、命の緒と稱するものも賣る。文政四  
ノ市 市又火振

圖日縁堂日八間年和元



年正月の日記に「八日天氣打續、暖氣にて道も宜しく例年より格別國分寺參詣人多く蘇民將來榎等早く賣切候由に御座候」とある。蘇民將來の護木は、本來國分寺に關係あるものではなく、藥師如來に關係あるものと考へられる。信濃國分寺では何時から、此護木を出すやうになつたか知れ無いが、國分寺所藏の文書に、「文明十二年霜月八日書畢」と奥書せる。牛頭天王之祭文といふが有る。此から考へると、足利時代の中葉頃から、始つたかとも想像される。此國分寺で出す蘇民將來の護木には、大きなものも小さいものもある。刻む材は、柳の木の木髓ある、丸いのを探て作るのである。其六角の各の面には、蘇民、將來、子孫、人也、大福、長者の二字が二字づゝ書いてある。此護木を家の門戸に懸けて置けば、惡疫其家に入らず、兒童之を腰に付け居れば、息災怪我も無しと云ふ。此護木の由來は、牛頭天王祭文に據るを、尤も然るべしと思ふ、故に左に記して置く。

牛頭天王祭文

牛頭天王之祭文

維當來年次吉日良辰撰定カケ、□□□□□□□ナクモ牛頭天王武荅天神婆梨妻女八王子奉請白言急散  
共上酒再拜々々

謹請第一之王子ヲハ生廣天ト申

謹請第二之王子ヲハ麿王天王ト申

謹請第三之王子ヲハ俱摩羅天王ト申

謹請第四之王子ヲハ達你迦天王ト申

謹請第五之王子ヲハ蘭子天王ト申

謹請第六之王子ヲハ德達天王ト申

謹請第七之王子ヲハ神形天王ト申

謹請第八之王子ヲハ三頭天王ト申

憲敬白散共再拜 奉獻酒 抑昔シ、武袞天神之本誓ヲ傳請給ルニ自リ是レ二十萬恒河沙ヲ去テ須彌山ヨリ北ニケイロ界ト云所有リ並ニ白キノ御門ト申其御子今之牛頭天王未キサキノ宮定リ給ハヌ其時南天竺ヨリ山鳩ト申羽一<sup>スサ</sup>一把天王之御前ノ梅ノ木ノ枝ニ羽ヲヤスマサエツル様ヲ其時靜ニ出テ聞賜ニ釋迦羅龍宮ノ姫宮ヲハシマス其御カタチイツクシクメ三十二相八十種好ヲ具足シ給ウ是ハ牛頭天王ノキサキニ定リ給ヘシトサヤツル、其時天王キイノ思ヲ成テ長本元年丙寅正月十三日<sup>ノ</sup>戀ノ路ニアコガレ南海ノ面ヲサシテ出給ウ未申ノ時折節ツカレニノソミ給ウ程ニ日モハヤ晚セキ及コ、ニ大福貴ナル家有リ主ノ名ヲハ小丹長者ト名付ク天王ハ立寄給テ宿ヲ借給ウ時宿ハナシト答ウ天王重テノタマハク但借給エト有シカバ小丹大ニイカリヲ成テ父類眷屬ヲ以テ追出シ奉ル天王更ニ不及メ小松ノ中ニ隠給ウ其後下女出來ル女我ニ宿ヲ借トノタマウ下女答テ云我ハ是小丹長者之内ノ者也然ニ此人ハ我ガ身ノ富貴ナルニ依テ人ノ愁ヲモ不知往來ノ人ヲモ隣ミ給事モナシ御宿ハ安キ事ニテ候エ共然間御宿ハ不可叶是ヨリ東方ニ一里計行テ御宿ヲ借給ヘト申、行テ御覽ズレハ松ノ木四十二本有ル所ニ一ノ木蔭有リ此ニ立寄テ御宿ヲ借賜、其時女出テ答曰、我ハ是人間ノ者ト御覽ズルカ雨風ヲ衣トシ松ノ木ヲ軀トシテ過ル者也是自東ニ萬里斗行テ志有ル人アリ、其ニテ御宿ヲ借給エト申ケルニ行給テ宿ヲ借給ウニ蘇民將來ハ立出テ曰我ハ是人間ノ顔ト成テ候エトモ貧賤無極ニシテ仍一夜ノ宿飯ニ成シ申スベキ物モナシ御座ト成可申ス所モ無シト申牛頭天王重テノ給ハクタマ借シ給エ見苦シカラジ女ノ食飯ヲタヒ給エト有リシ時蘇民將來之居所ヲ取リ拂テ栗ガラヲ敷キ千筵ヲ御座トシテ奉請ル粟ノ夕飯ヲマイラセ心ヲ點メ奉ル、其夜モ様々明ケレバ御出立給テ出行給ウ時蘇民將來白テ言、公如何成方へ行給ウト申時天王ノタマウ我レハ釋迦羅龍宮ノ姫宮婆梨妻女ト申人ヲ戀奉リ南海ノ面ヲ差テ行者也、然ルニ小丹長者ノ宿ヲ借ザル其恨ヲ大ニ成テ依小丹長者ヲバ罰識ニ臥セテ來世ニハ例氣ト成テホロロスペント有リシカハ蘇民將來之曰小丹長者ガ娶ハ自カムスメニテ候、小丹長者ヲハ罰シ給ウ共我等ガムスメヲバ御除給エト申奉

レバ、其ハ安キ事也ト天王言テ柳ノ札ヲ作テ蘇民將來之子孫也ト書テ男ハ左女ハ右ニ懸可其ヲシリシニユルスベシトテ小丹長者ヲハ罰讞ニ臥牛頭天王ハ南海ヲ差テ出給ウ、其後釋迦羅龍宮ノ姫宮ニ相棒

十二年之內ニ王子八大マウケ給テ歸國シ給ウ其部類眷屬九萬八千有リ古丹長者ハ此事ヲ請給テ魔王ノ

(小)

通トテ四方ニ鐵ノツイシヲツキ天ニ鐵ノ網ヲ張屋堅ノメ居給ウ又蘇民將來ハ請給テ金ノ宮殿ヲ造テ奉

待、牛頭天王ハ御覽ジテ如何ナル事ト問給ウ蘇民將來答曰ク公ノ御通賜後自天寶降地從泉ワキ出テ七

珍萬寶充滿タリ、然ルニ君ヲ三日奉留カ爲也ト申ス、然間三日留給テ古丹長者ガ所ヘ使ヲ立見給ウニ

四方天地ヲ閉テ可キ入ル様モ無シト申ス、其時天地ニ開ク花ヲ入テカ、セ給ウ程ニ善知識ノ水ノ流ル

所有リカキ入レテ九萬八千之以<sup>テ</sup>眷屬<sup>ヲ</sup>七日七夜之内ニホロローンシ給ウ、其後小丹ガ子孫ト云者ヲハ一人モ不可立ツト言又其時從蘇民將來ノ子孫ヲバユルシ給ウ當病平癒身心安穩息災延命福壽增長七難即滅七福則生家内富貴子孫繁昌殊蛇氣遠靈呪咀ヲハ萬里之外ニ拂ヒ牛頭天王婆梨采女武答天神八王子蛇毒氣神王等之部類眷屬愛愍垂納授ヲ給ヘト敬白再拜々々散共上酒

謹請首五牀病ハ武答天神ニ申シ可給ウ

謹請口ノ病ハ婆利細女ニ申可給

謹請足ノ病ハ大良ノ王子ニ申可給

謹請腹ノ病ハ次良ノ王子ニ申可給

謹請喉ノ病ハ三良ノ王子ニ申可給

謹請智ノ病ハ四良ノ王子ニ申可給

謹請手ノ病ハ五良ノ王子ニ申可給

謹請腰ノ病ハ六良ノ王子ニ申可給

謹請モヽノ病ハ七良ノ王子ニ申可給

謹請膝ノ病ハ八良ノ王子ニ申可給

南斗北斗讚歎玉女左青龍右白虎善朱雀御玄武急々律令

フシ ハサ ラ ハラ シャリユカン ソワカ

ちてひとひと離遊行狀

離遊行狀

文明十二年刀霜廿八日

書寫畢

かゝる縁由から、柳の木に蘇民將來子孫人也と、書いた

ものが、惡疫惡魔を除け拂ふとして、護木にするのである。又小縣郡年表に古傳云々として、次のやうな説が載

せられて居る。

素戔鳴尊、獲罪於天上降于土日、齋陰雨請宿于諸神以下其獲罪于天上不許也、有蘇民將來者、宿能遇之、尊悅曰、我使汝子孫永世無中病疫上、擬其宅、而作者掛之門戶佩之身則同其子孫不病疫。

此説に據れば、牛頭天皇即ち素戔鳴尊が、蘇民將來に救はれたのは、尊が高天原を追はれ、根ノ國に赴く途中の出来事と成るのである。

此護り木を作る者は、昔から國分寺區に居住した家のみが、其權利を有つて居る。昔は一戸毎に、六百個。全戸數三十で、總數一万八千箇を作つた。明治の代に至り、每戸百五十餘、戸數六十、總數九千を作ることゝ成つた。造る家々では、正月初から造りはじめ、一定數に達すれば、此を蘇民籠といふに入れ、七日の夜、執行される護摩修法の際に、其護摩の煙に當てゝ、其を八日の市に賣り出すのである。又賣る場所は、堂前の東西兩側に分れ、居住の新古に依て、其位置が定て居り、古い家柄ほど堂に

近い所で賣ることに成て居た。此護木の賣れ數の多寡に依て、其年の豊凶を卜したと云ふ。

命の緒は、息災延命の縁喜物である。縁喜物には、此命の緒の外に、福達磨がある。之は張り子の目無し達磨で、大小の形は様々ある。此目無し達磨は、吉事があれば目玉が入れられるのである。

天明五年、弘化五年頃の問屋日記を見ると、此八日堂縁日の日が、好天氣なれば、上田町にも市が立ち、商賣が盛に行はれたのである。今日に於ては、夷講祝賣と共に、上田市の一年内の書き入れ市日となり、景氣好く祝賣が行はれるやうになつた。小縣郡年表は賽錢高に依て、參詣人數を推算して、安政六年には一万五千人、明治十四年には亦一万五千人程と概測して居る。

### 國分尼寺

#### 第二節 國 分 尼 寺

國分尼寺遺址が判明しないことは、諸國同様なるが多い。國分二寺と稱し、僧、尼寺相對せし如くなるも、僧尼の員數に於て、僧寺は二十僧、尼寺は十尼又僧寺には、五十戸の封戸を給するも、尼寺には其が無い。墾田許可の地積、僧寺九千町、尼寺四千町の相違がある。此の如く尼寺の待遇は、遙かに僧寺に及ばないのを見ると、朝廷既に尼寺を、輕視して居たかの如くに思はれる。かくして伽藍も、僧寺に比して、小規模なりしなるべく、又國司等の注意關心も、僧寺より薄かつたであらう。此様な事情の下に、僧寺よりは、一層疾く頽廢に赴いたと思はれる。

信濃國分尼寺も、其遺跡明かで無い。けれども、等しく國司の監督經營の下に在る以上、僧寺と共に、國府近くの地に建てられて然るべしと思ふ。僧、尼二寺の位置關係は、石見國名跡考に、其國の僧、尼兩寺の位置に就て「僧寺と尼寺との隔離も、凡そ今道の一里ばかりもありて、他國なるを例として見るにあへり」とあり、辻善之助博士日本佛教史之研究にも、僧、尼兩寺は國府を中間にして、互に反対の方に、在りしものの如し、と云はれて居る。今之に依て我國分尼寺址調査研究せしも、其らしく考へら

## 尼寺址参考地

る所も、發見するを得なかつた。唯一つ尼寺址との傳説ある、小縣郡丸子町小字大峠の地には、遺物として、其處より出土する奈良時代のものと認め得る、古瓦の破片多く、其巴瓦の破片には、八辨蓮華文様、蓮子五顆を容るる中房、無文様の周縁あるもの發見され、又寺址と云はるる畑地の傍に、礎石と認め得る、自然石の大なるもの、數多存在せしこと、其他地名考據としては、該地下方近くの平地に字八日町といふがある。此は八日讀經の際、民衆群集して、市が立ちしより來りし名なるべし、と考へる時、國分尼寺址考察上、有力なる地名の存在なるを、思はしめる。國分僧寺よりも、疾く衰頽せし尼寺の址に、充分な考證資料の殘存することは、望みがたい事である。然るに、相應に古くより、尼寺址といふ傳説を有ち、上述の如き、考證資料と見るべきものあるは、未だ他に之れあるを聞かない。

故に現在に於ては此地を以て、信濃國分尼寺址研究の参考地、として擧げて置くこととする。筆の序でに、左に松本市史載する所を附記して置く。

松本市中央を流れる女鳥羽川は、元祿以前には、めたうた川（女堂田川）と呼ばれたるが、こは女堂へ施入せられし田地の傍を流れし故に斯く呼びなされたりと思はる。外に市内清水の念來寺入口には、明治初年迄「國分尼寺址」の古碑立ち居りたれば何れは松本市附近なりしと傳へらる。亦近年淺間と大村の境の邊の字堂田なる田中より多量の布目平瓦を探掘せり、天沼博士は平安朝初期の瓦なりと鑑定せられたり、礎石と思はる者從來其壘端に十數箇あり、近時競馬場施設にて又二十箇許りを掘出せり、こは或は尼寺遺蹟にやとも思はるれど定かならず。

### 第三章 小縣郡

小縣郡

萬葉集卷二十、防人歌の中に、天平勝寶七年、筑紫國に防人の交替として赴く時、二月二十二日、信濃國の防人部領使は、途中病に罹りし爲め、京に上らざりしが、防人等の詠進歌十二首は、差進められた。其中九首は拙劣、三首のみ選に入り、萬葉集に載せられた。其三首の中に

可良己呂茂・須曾爾等里都伎。奈久古良乎。意伎豆曾・伎怒也。意母奈之爾志豆。

右一首 國造小縣郡他田舍人大島

といふがある。之が小縣郡の名が、確な書に見えた始である。小縣の二字「ヲアガタ」或は「コアガタ」などと、讀まれずして、古のまま「チヒサガタ」と、讀まれて居るのは、床しく心持よく感じられる。

小縣の意義

此「チヒサガタ」は「小縣」で、縣の小なるを云ふのである。此縣の解釋には、種々の説あるも、縣は在方にて、國內田畠開闢、人民の聚落ある所を云ふ。今も田舎を在と云ふも、在處の義なりと云へる説飯田武。尤も穩當であると思ふ。此解釋に據る時は、民衆の聚落あり、其附近に耕すべき美田良圃ある所、上代に在ては最も好い所であつた。依て其を特に縣と稱する、一區域としたのであらう。かかる好所なれば、點定して朝廷の御料とした所もある。大和の六ノ御縣の如きは其である。縣主は此所を治むる長である。

縣主

多くの郡とな  
る

大化革新の政行はれ、國郡制定せられ、國、郡司設置の時に及んでは、縣は概ね郡と成つた。然し、後の小縣郡の範圍が昔の小縣其儘であつたとは考へられぬ。小縣の方、後の小縣郡より小さかつたで

小縣の始原地

あらうと思はれるが、其四至境域の如きは、今判明らない。小縣郡と成つた其根本のちいさがた小縣は、何處邊なりしかに就ては、小縣郡史の、今縣村常田區の内、高呂添に「アガタ」と呼ぶ地域あり、此が古の縣の稱呼の名残なるべし、との説が、當れりと思ふ。然し、鹽川村南方を、あがた南縣の遺稱となすは、古文書に鹽尻南方など記せるもあれば、同意し兼ねる所である。即ち此縣村常田區内なる、「アガタ」の名を負へる地あたりを本もととして、立られた小さい縣であつたと思はれる。縣の小なるもの他にも之れ有りしなるべし、と思はるるに、郡名となつて其名を傳へしは、我小縣のみであるは、如何なる理由に依るか判明しない。

大化改新國郡制度施行後、信濃國府が、今の上田市東部邊に在りしとせば、其所には、國司の廳があり、小縣郡の郡衙も、其國衙近くに、置かれたものと思はれる。郡司の長官は、大領であつた。四部官表参照此郡司も國司と同じく巡察使が其治能過失を檢し、褒貶黜陟する。外長上の官で、官位令には顯はれないが、地方の政を委任する所から、其選任には頗る注意を拂つたのである。其大領、少領を任するには國內譜代重大の者の中より、身材の能者を擇み、國司詮擬の上、式部省に上申し、式部省官人の問校を經、かかる後任命されたのである。天平勝寶元年には、郡立置以來の、譜代重大の家を簡定して、嫡々相續いで之に任じ、傍観を採用することは、許さなかつた。然るに、桓武天皇延暦十七年三月十六日に詔して、「宜下其譜代之選永從ニ停廢ニ取藝業者聞堪レ理レ郡者ニ爲レ上之」と仰せられて、譜代の選を廢止した。然るに庸才賤下の者が、門地あり、功勞ある者の上に處り、物情に叶はざるより、嵯峨天皇の弘仁二年に至り、再び譜代重大の者を以て之に任じ、若し其人なければ、才良の者に及ぶことに復し、此制は、康保、貞元の頃まで行はれた、官制沿革故に小縣郡司に任せられし者、延暦十七年より、弘仁二年に至る十數年間は、如何なりしか判明せぬが、其他の時代には小縣郡内の譜代重大の家、即ち國造系の他田氏あたりが、相續いで任せられたに相違無からう。

郡司の職責

和銅五年五月、太政官奏して、「郡司の中、能く戸口を繁殖し、調庸を増益し、農桑を勸益し、人々匱乏少に、逋逃を禁斷し、盜賊を肅清し、籍簿皆實にして、戸に遺ることなく、制斷は理に合ひ、獄訟は寃無く、職にて懈らず、身を立つること清慎なる者。又之に反し、官にて貪濁、事を處するに平かならず、職用既に闕け、公務舉らず、百姓を侵没し、請託公施、肆に奸猾を行て、以て名官を求める田疇は開けず、租調は減欠し、籍帳は多く虚にして、口丁實無く、逋逃境に在り、敢遊度無き者。此兩者は國司をして其状を具し、朝集使に附して、報告せしめん」と請ふて御裁可ありしを見ると、郡司の職責が頗る重大なりしを察することが出来る。

小縣郡衙の所在地

小縣郡の郡衙は、國府附近の何處に在つたものか。今上田市の東部に政所の名を負へる地がある。其處は常田庄の下司の廳が在つた所と考へられる。郡司等の中には、京師の王公卿相等に對して其意を迎へて其用を勤め、朝命をば輕んとする傾があり、之を戒められた事は既に奈良時代の史に見えて居るが、平安時代、中葉以後に至り、權門勢家の莊園が、地方に多く立てるに至り、此等の郡司は、莊園の領主に取り入つて、其莊の司、長となり、庄務を執るやうに成つたものが、多いと云はれる。小縣郡司中、若し其多分の中に、入るものありしならば、常田莊の莊長又は莊司になつた者もあつたらう。然して遂に、前の郡衙は、後の莊園の政所、即ち莊務を執る所と、變つたものと考へられる。かく考察すれば、小縣郡衙の所在地は、小字名政所の地であつたことに成るのである。

郡司の莊司又は莊長となるもの多し

上田市東部なる  
政所の地は小縣郡衙所在地  
奈良時代の戸口

上田市東部なる  
政所の地は小縣郡衙所在地  
奈良時代の戸口

下郡。三里以レ至ニ二里曰小郡。とあるに據ると、五等の郡中、七里から四里までの下郡に屬したのであらう。而して。一里里は郷五十戸とすれば、六・七里の戸數は、三百以上三百五十以下、若し當時の

小縣郡は小郡の中なりしなるべ

一戸の人口を、正倉院所藏史料、大寶二年美濃國山方郡三井田里の、戸數五十で、人口數八百九十九、一戸平均十八人に當る、に據て算出すると、小縣郡の里數を六とすれば、人口は五千四百人程と成り、若し慶雲三年の格、戸内八丁以上を大戸とし、六丁以上を上戸、四丁以上を中戸、二丁を下戸、とするに據て、此を平均して一戸内の課口を五丁とし、不課口を十五人とし、一戸内の平均口數を算すれば、一戸、二十人と成る。志略食貨一戸廿人とせば、六里三百戸の人口は、六千人となり、七里ならば、三百五十戸七千人と成る。是に依ると、奈良時代に於ける小縣郡の人口は、七千人以内であつた、と云ふことになる。

## 灌溉の遺跡

## 第四章 灌溉の遺跡

上田地方附近に於て、奈良時代の殖産事業上、必要な灌溉のことに就て、唯一の遺蹟とも認むべきは、吉田堰一名娘堰であらう。

小縣郡年表に左の記事がある。

俚傳に云、此堰は養老元年に開く所にして、其支流は眞田村内字石船にて寒川を分流し、南下して吉田村の水田に供し、娘郷の太平寺村に至り、千曲川に入らしむ、幅凡七尺にして、長さ通じて四里八町とす。元祿年間修理十三年を経て成功し、水を増して深井村の用水に充て、其餘波猶數村の利潤となる。嘗て聞く、此堰開けざる前は、禰津山の溪水を以て、加澤、田中、海野、常田、海禪寺、東田澤、東上田、栗林、中曾根の土邑に供し、其末流を吉田深井の兩村に注ぎし故、兩村は更なり、十一邑も輒ち旱損ありしが、此舉あるに及んで、共に其患を脱る。由て此堰年々修理夫二千五百人の内、

早く童女郷に大伴氏  
蕃衍す

五分の一加勢夫と稱し、十一邑より其費を助くるを例とし、又吉田より北方なる、赤坂、漆戸、矢澤原、眞田の諸邑も其潤利を借る多しとて、修費を荷ふと云。呼乎水分の功大なる哉。

此に俚傳として、養老元年に開くと云ふ、奈良の時代に於て、開通したと傳へらるゝ溝堰は、他に聞く所が無い。壤堰の名は、童女郷に灌漑する爲めに、引水したので、其名を得たものと考へられる。そして童女の郷には、早くより大伴氏が、蕃衍居住せしならんとは、小縣郡史の所説の如くで、光仁天皇の寶龜年間には、大伴忍勝の如きは、家大に富み氏寺をも建立したと、日本靈異記に載て居る程なれば、必ずや其以前より、此地に同族の居住する者が、多かつたものと見える。其等の人々の力か、或は其等の人々の請願に依て、官の灌漑池溝料使用の結果、開通したものか否かは判明せぬが、勢力ある大伴氏の居住地附近の田地に、引水するため、大工事を起して、此堰を開いたとしたならば、俚傳の養老元年なるや否や、判明らないが少くとも奈良時代の中に、此壤堰が出來たものと相像される。其後、修理浚渫の事も無く、灌漑用に供するに足らざるに至り、禰津の溪水を以て、繩かに此地方の、灌漑と爲して居た。爲めに旱魃の年には、忽ち其損害を被るに至つたのを、仙石氏上田領主と成るに及び、灌漑の事に注意を拂ひ、或は伊勢山堰堀越を通じ、或は六ヶ村堰を開くなど、其業績大に見るべきものありし程なりしかば、吉田堰即ち昔の壤堰の、修めて以て用うべきを知り、十三年の長年月を費し、修理浚渫、通水の量を多からしむる、功を奏したといふ事も有つて然るべきで、俚傳は、其眞を傳へしものであらうと思ふ。此は仙石氏の治績中、顯著なるものゝ一として稱すべきばかりでなく、同時に、上代灌漑の遺蹟を、偲ぶに足る事である。

### (附) 國 司 表

史上に載つて居る信濃國司中、小縣郡に國衙ありし頃と思はるゝ年代までのものを、左に記載して、参考の資とする。表中、特に官名を載せざるは國守である。

元明	和銅元年三月	從五位下小治田ノ朝臣宅持
聖武	同七年五月	從五位下佐伯沙彌麿
天平三年五月	外從五位下巨勢朝臣又兄	
同十八年六月	從五位下物部ノ依羅朝臣人會	
同十九年十一月	從五位下坂合部宿禰金綱	
孝謙	天平寶字元年七月	信濃國守佐伯大成。橘奈良麿事件の時任國に流さる。
淳仁	同同年同月甲寅	從五位下忌部宿禰烏麿
同五年正月壬寅	從五位下紀ノ朝臣僧麿	
天平寶字八年正月己未	信濃介	
同年十月丙寅	從五位下藤原朝臣繼繩八月には越前守に轉任す	
天平神護二年七月	從五位下三川ノ王	
稱德	從五位下太ノ朝臣犬養	
神護景雲元年七月	從五位下藤原繼繩日本後記	
同三年八月	少納言從五位下當麻王、兼 <sup>ニ</sup> 信濃介	
同年九月辛巳	<small>(少納言は詔勅を傳宣し、鈴印傳符の事を掌る故必ず侍從職を兼ね最も重職とす故に任國へ赴くことはなかりとなるべし)</small>	
同二年七月	外從五位下濃宜ノ公水通信濃介	
光仁寶龜元年十月	從五位下弓削宿禰大成、信濃員外介	
從五位下藤原朝臣楓麿		

三年二月

從五位上菅生ノ王を中務大輔と爲す、少納言信濃守故の如し續記とあ

れば此以前信濃守に任せられしなるべし、寶龜三年十月姦罪に依り除名せらる。蓋し信濃守は遙任ならん。

同三年九月

從五位下多治比ノ真人豊濱

同五年三月

從五位下石川朝臣望足

同九年二月

從五位下大原真人淨貞

同九年八月

正五位下大伴宿禰不破磨

同四年正月

從五位下紀ノ朝臣家繼

同延暦三年四月

正五位上巨勢ノ朝臣苗麿

同五年正月

從五位上中臣朝臣鷹主

同五年正月

從五位下多治比真人賀智、信濃介

同九年三月

從五位下縣ノ犬養宿禰堅魚麻呂

同十四年頃？

從五位下平群朝臣清麻呂、信濃介

同十四年四月朔日小縣人久米舍人望足を讃岐國に配流した。是れ、是より先信濃介正六位上石川朝臣清圭が人の爲めに射られしも、幸にして矢に中らなかつた。朝廷從五位下藤原朝臣都麻呂等を遣はして、射た人を勘搜せしめしも捕ふること出來なかつた。依て、更に衛門佐大伴宿禰是成を遣はして搜索せしめ、久米舍人望足を捕へて推問せし處、遂に服罪した。此日望足を讃岐に流したのである。

國史刑法部  
配流。

類聚

延暦十八年四月十一日

從五位上藤原朝臣繼業信濃介 日本後紀

此日從五位上藤原朝臣繼業を大學頭と爲す、侍從信濃介故の如しとあれば此日以前に繼業信濃介に任せられて居たのである。

同二十三年 正月

從五位下、和ノ朝臣弟長信濃介

大同元年 正月

從五位上坂本朝臣佐太氣麻呂、信濃介

弘仁四年 正月

從五位下宇智王 小納言兼任

天長五年 正月

從三位右衛門督、紀百繼信濃守を兼ね（翌年近江守に轉ず、公卿補任、日本逸史

同 同年 同月

從五位下安倍朝臣安仁、信濃介治績大に舉る 公卿補任

同 十年 正月

從三位刑部卿右兵衛督南淵朝臣弘貞信濃守兼任 公卿補任

平城  
嵯峨  
淳和

同十年三月

從四位上宮内卿源弘信濃守兼任

承和二年正月

正四位下源朝臣弘、源朝臣弘爲信濃守宮内卿如レ故續後紀

承和三年正月

正五位下藤原朝臣大津

同七年正月

從五位上興世朝臣書主

同八年正月

從五位上春宮亮藤原朝臣貞守、信濃介兼任

同八年四月

從五位下勳七等紀朝臣綱麻呂、信濃權守

同九年八月

從五位下毛野朝臣文繼、信濃介。

同十三年正月

從五位下伴宿禰御園、信濃介

同十五年正月

從四位下左大辨小野朝臣箕、信濃守兼任公卿補任

同嘉祥元年八月

從五位下佐伯宿禰雄勝、信濃介

同仁壽元年正月

參議正四位下左兵衛督藤原朝臣助信濃守兼任文德實錄

同二年正月

正五位下久賀朝臣三夏、從五位下紀朝臣最弟信濃介

同二年二月

從五位下左兵衛佐清原真人秋雄、信濃介

同三年七月

從五位下平朝臣實雄

同齊衡元年正月

左衛門佐紀朝臣道茂、信濃介兼任

同天安元年二月

從五位下右馬助藤原朝臣秀道信濃介兼任

同二年正月

從四位上左兵衛督源朝臣多、信濃守兼任公卿補任

同二年同月

從五位下田口朝臣統範、信濃權介

陽成		清和	同四年正月	春宮亮從四位下南淵朝臣年名信濃守兼任
同	貞觀三年正月	同	同六年正月	公卿補任散位從五位下橘朝臣安吉雄、信濃權守。
元慶	同	同	同七年正月	從五位下紀朝臣冬雄信濃介
元年	同	同	同九年正月	左京大夫從四位上在原朝臣行平信濃守兼任
正月	同	同	同十年正月	從五位上行信濃權守、橘朝臣安吉雄信濃守となる
正月	同	同	同十一年正月	從五位下藤原朝臣是繩、信濃權介
正月	同	同	同十二年正月	從五位上有宗宿禰益門、信濃權守。
正月	同	同	同十三年正月	散位從五位下大春日朝臣吉野、信濃介
正月	同	同	同十六年正月	從五位上源朝臣穎、
正月	同	同	同	從五位下滋野朝臣恒蔭、信濃介
正月	同	同	同	從五位上藤原朝臣水谷、信濃權守
正月	同	同	同	從四位下行侍從興基王、信濃權守
正月	同	同	同	從五位上滋野朝臣善根
正月	同	同	同	從五位下信濃權介佐伯宿禰子房授從五位上三代實錄
正月	同	同	同	從五位下信濃權介佐伯宿禰子房授從五位上三代實錄
正月	同	同	同	從五位下源朝臣包、散位從五位下藤原朝臣恒實權介

## 参考

員外ノ介 員外國司は令制に規定せる以外に置きしものにて、員外介、員外掾、など皆其である。此は公卿の分配を得るために設けたる國司なれば、任國に赴いて事務に預ることは、禁ぜられて居た。地方官の員外は、天平寶字元年七月、藤原乙繼が日向員外掾になつたのが、初である。國史大辭典

權ノ守 權は假りの義、本官ならざるをいふのである。權守は多くは遙任也、遙任とは國に下りて受領せず、京に居て、守、介を稱るを云ふ、但ふるく權守受領のこととなきにあらず、若し權守受領せば、正守は遙任也、と標注職原抄に見え、又國司の權官は、守のみにあらずして、權ノ介權ノ掾などもある